

○東京藝術大学大学美術館運営細則

〔平成10年4月16日
制 定〕

改正 平成13年3月26日 平成17年3月28日
平成19年3月28日 平成23年3月9日
平成25年10月24日 令和6年12月19日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学大学美術館規則第6条の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館（以下「美術館」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所蔵芸術資料の管理と運用)

第2条 美術館は、次の各号に掲げる所蔵芸術資料（以下「所蔵品」という。）を管理、運用する。

- (1) 文化財
- (2) 東洋画真蹟
- (3) 東洋画模本
- (4) 西洋画
- (5) 版画
- (6) 書蹟
- (7) 彫刻
- (8) 金工
- (9) 漆工
- (10) 陶磁器
- (11) 染織
- (12) 建築
- (13) デザイン
- (14) 考古
- (15) 雑美術工芸品
- (16) 雑標本
- (17) 写真
- (18) 写真種板
- (19) 石膏
- (20) 拓本
- (21) 版木
- (22) 複製
- (23) 音楽資料
- (24) 学生制作品
- (25) 学生制作品（音楽）
- (26) 学生制作品（映像）
- (27) 教育研究資料

(所蔵品の展示及び観覧)

第3条 美術館の管理する所蔵品は、目録を作成し観覧者の観覧に供するとともに、展示室に展示し、観覧に供することを原則とする。

2 観覧に関して必要な事項は、別に定める。

(所蔵品の館内観覧)

第4条 大学美術館長（以下「館長」という。）は、特に必要と認めた場合、所定の観覧室において、本学の職員、学生、卒業生又は特志研究者に、所蔵品を観覧させることができる。

(収蔵庫内の観覧)

第5条 館長は、次の各号に掲げる場合は、収蔵庫内の観覧を許可することができる。ただし、美術館職員を随伴させなければならない。

(1) 本学の教授、准教授及び常勤の講師が申し出た場合

(2) 前号に準ずる研究者が願い出た場合

(観覧等の制限)

第6条 館長は、次の各号に掲げる場合は、観覧又は観覧を制限することができる。

(1) 所蔵品に、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分。

(2) 所蔵品の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間。

(3) 所蔵品の原本を利用させることにより当該資料の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合。

(個人情報の漏えい防止)

第7条 所蔵品に、個人情報が記録されている場合の、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置については、東京藝術大学個人情報管理規則を準用するものとする。

(所蔵品の研究室等での使用)

第8条 館長は、本学教員が教育研究のため、本学研究室等で使用する所蔵品の使用を願い出た場合、特に支障のない所蔵品について、使用を許可することができる。

2 前項の規定による所蔵品の使用期間は2週間以内とする。ただし、使用者から使用期間の延長を願い出た場合、館長はこれを許可することができる。

(貸出)

第9条 館長は、次の各号に掲げる場合は、所蔵品の貸出を許可することができる。

(1) 独立行政法人及び公立、私立の美術館、博物館又はこれらに準ずるもの等から芸術の普及向上をはかるため、一般に公開する目的で所蔵品の貸出を願い出た場合

(2) 作者がその作品を展示公開するために、その所蔵品の貸出を願い出た場合

(3) 作者の遺族が、遺作展、回顧展などの開催のために、その所蔵品の貸出を願い出た場合

(4) 寄贈者が、寄贈した所蔵品の貸出を願い出た場合

(5) 特に必要と認めた場合

2 所蔵品の貸出に当たっては、大学美術館運営委員会に諮るものとする。

3 大学美術館運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(模写、模刻)

第10条 館長は、次の各号に掲げる場合は、所定の場所で模写又は模刻を許可することができる。

(1) 本学の学生又は卒業生が、関係教員の承認を経て、模写又は模刻をする場合

(2) 本学の職員又は特志の研究者が、模写又は模刻をしようとする場合

2 前項の規定による所蔵品の使用期間は、1箇月以内とする。ただし、特別の事情があつて、使用者から、使用期間の延長を願い出た場合は、館長はこれを許可することができる。

(写真撮影等)

第11条 館長は、芸術の教育研究資料として又は芸術の普及向上をはかるために、所蔵品の写真撮影、映画撮影（テレビジョン及びビデオ撮影を含む。）又は複製等（以下「撮影等」という。）することを願い出た者には、これを許可することができる。

2 撮影等に関する必要な事項は、別に定める。

第12条 第10条の模写、模刻又は前条の撮影等により生ずる著作権法に定められた責任は、すべて許可をうけた者が負うものとする。

(寄贈)

第13条 学長は、芸術資料を寄贈しようとする者があるときは、これを受入することができる。

(保存修復)

第14条 館長は、所蔵品の保存修復に当たっては、保存修復検討会議に諮り実施するものとする。

2 保存修復検討会議の組織及び運営については、別に定める。

(使用の停止等)

第15条 館長は、必要があるときは、第8条から第10条までの規定により使用中の所蔵品について、美術館職員をして調査させ、使用の停止、期間の制限又は許可の取消等必要な処置を講ずることができる。

(亡失等の弁償)

第16条 所蔵品を損傷又は亡失した者は、法令の定めるところにより損害額を弁償しなければならない。

(雑則)

第17条 館長は、利用者の観覧に供するため、この細則及び大学美術館の利用に関する規程を常時受付に備え付けるものとする。

附 則

この細則は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日に適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。